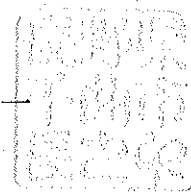


千曲市告示第33号

千曲市地域ケア会議設置及び実施に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月26日

千曲市長 小川 修 一



千曲市地域ケア会議設置及び実施に関する要綱の一部を改正する告示

千曲市地域ケア会議設置及び実施に関する要綱（平成31年千曲市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「地域支援実施要綱」を「地域支援事業実施要綱」に改める。

別表中

「

第2条第2号及び第4号 から第6号まで

」を

「

第2条第1号から第6号 まで

」に、

「

千曲市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会	千曲市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会長	全市域	第2条第3号から第6号まで	高齢福祉課
--------------------------	---------------------------	-----	---------------	-------

」を

「

千曲市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会	千曲市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会長	全市域	第2条第3号から第6号まで	高齢福祉課
地域ケア推進会議	市長又は地域包括支援センター長	全市域	第2条第3号から第6号まで	高齢福祉課

」に

改める。

附 則

この告示は、令和6年2月26日から施行する。